

原告には必ず お届け下さい

2018年03月22日 164号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道生連
電話 011-736-1722
ファックス 011-736-1688
メール seihojokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第14回口頭弁論での、高橋昭三郎さん（73才・札幌市東区）の陳述です。



東区の高橋昭三郎といます。長い間ボーリング会社や中古設備や機械の販売会社で働いてきましたが、40代後半から体調が悪化し寝込むことが多くなり、仕事ができなくなりました。そのため52歳から生活保護を受けて、すでに20年以上が経過していますが、73歳になりました。

その間、妻も体を壊し、一緒に暮らすことが困難になってしまい、現在は1人暮らしをしています。

生活保護の生活は基準引き下げ前からたいへん厳しいものでしたが、2013年からの3年連続の引下げとその後の冬季加算などの引下げによっていっそう深刻になりました。

私が生活保護を受けることになった理由が病気で働けなくなったということもあり、病気の治療と健康の維持を最も重視して生活してきました。主な病気は掌蹠膿疱症とそれに由来する糖尿病ですが、医者から指導されたのは食事療法です。

医者や栄養士から指示された食事療法というのは、それぞれの人に見合ったカロリー摂取量を設定し、それを炭水化物、タンパク質、脂質、食物せんいなどからバランスよく摂取すること、毎日28種類以上の食品をとることなどです。

現実にその食品名（2017年8月のレシートより）を挙げて見ると、十穀米(米、麦、アワ、キビなど)、鶏ささみ、砂肝、エリンギ、そば、エビ、いなだ、サンマ、鮭、シメジ、牡蠣、シシャモ、白滝、ホルモン、いんげん、ピーマン、ナス、枝豆、キャベツ、も

やし、とうもろこし、ゴーヤ、トマト、菜の花、玉ねぎ、ネギ、ニンジン、ジャガイモ、レンコン、カボチャ、ゴボウ、大根、ほうれん草、昆布、納豆、大豆、豆腐、椎茸、マイタケ、エノキ、バナナ、キウイ、リンゴ、梨、牛乳、ヨーグルト、ゴマなどですが、毎日少しでも安いものを買っては調理できるものは調理し、小分けして冷凍保存やそのまま保存をして、医者の指導にあった組み合わせで食べるようにしています。ゴミや食べ残しはほとんどありません。

いずれにしても28種類以上の食品をとるというのはとても難しいことですが、医者からは「食事療法をキチンと続けなければ、いのちが危なくなりますよ」と厳しくいわれました。

それ以来、私は医者の指導を守った食生活をするを最優先させてきました。

しかし生活保護費のなかでは、医者の指示を守るのはとても大変です。当たり前のことですが、必要な食材を、いかに安く買い、それを無駄なく使うかが基本です。そのためにはスーパーなどの安売りがたよりです。「スーパーの安売りは生活保護だけでなく多くの人が使っているから特別なことではないよ」と言われることがありますが、私は時々安売りを利用するとか、一部の品物だけ安いものを



買うのではなく、1年中全ての食材をいつも安売りばかりで買っているのです。たまにおいしいものを食べたいから少し高いものを買うとか、友人に誘われて外食をするということはまったくありません。スーパーの安売りは火曜だけとか、何日だけと決まっているわけではありません。予告のない日や時間帯にも安売りされることも多いので、私は数か所のスーパーを、ほぼ毎日のようにまわっています。そこで野菜や果物の見切り品、非常に低価格の冷凍カット野菜、50%値引きの魚や鶏肉、1個33円のおにぎりなどを買っています。

しかし、どんなに安売りを利用して、きちんとした食事療法を実施するにはそれなりのお金がかかります。私の場合毎月の食事代はどんなに節約しても4万円もかかります。いくらまでと決めてはいません。「保護費が減ったら食費を節約する」という人が多いのですが、私は食費を節約して病気を悪化させたくないから食費を節約できません。そのため節約するのは衣服や交際費、教養娯楽費などになってしまいます。

たとえば親戚や知人の葬式も、この20年間1度も行っていません。行きたくても、お金の余裕がなくて行けないので、当然親戚づきあいなどは全くしていません。保護費引下



げになってからは、下着ですら長期間買えなくなっていました。

食費を優先させるといっても、やむを得ない臨時出費があることもあります。たとえばストーブが故障しかかった時、点検整備に1万5千円もかかってしまいました。そのためにしばらくの間苦しい食生活を強いられました。本当に毎月の保護費で暮らすのはぎりぎりです。

2013年から3回にわたって行われた引下げで、私は毎月3270円、年間で39,240円保護費が引き下げられました。引き下げ前でも節約に節約を重ねた生活なのに、さらに3000円以上切り詰めた生活を強いられてきました。

ところが政府は、今年10月からまた生活保護費を引き下げるといっています。これではとても憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は考えられません。これ以上の引下げは絶対認めるわけにはいきません。

裁判官の方々にお願ひがあります。生活保護受給者の厳しい生活実態にきちんと目を向けて下さい。事実と憲法25条の精神にもとづいて公正な判断をされるよう心から要望して私の陳述を終わります。